

法律科目試験 「刑事法系」 問題

I 次の事項について、400字以内で説明しなさい。

- ・公務は業務（刑法 233 条後段、234 条）に含まれるか

II 次の事例における甲の罪責を論じなさい（住居侵入罪〔刑法 130 条〕及び特別法違反の点は除く。）。

甲（男、25 歳）は、生活費に困り、資産家として知られる X（女、70 歳）が独居する一戸建住宅に盗みに入ることにした。或る日の深夜 3 時頃、甲は X 宅の勝手口をこじ開けて中に入り、X が寝ているのを確かめると、3 時 10 分頃、居間で現金 100 万円を発見して自分の上着の中に押し込んだ。そして、誰にも目撃されることなく直ちに勝手口から外に出て、帰路についた。

約 40 分間歩いて X 宅から約 3 キロメートル離れた自宅に帰り着き、着替えようとした甲は、ズボンのポケットに入っている筈の、自分の名前が印字されている定期券がないのに気づき、X 宅内で落とすに違いないと考えた。甲はすぐ X 宅に駆け戻り、4 時 20 分頃、再び勝手口から中に入った。その時、X がちょうど便所に起き出して来て、二人は鉢合わせした。X は、100 万円を取られていたことは知らなかったが、侵入者に驚いて 110 番通報をしようとした。甲はこれを阻止するために、4 時 30 分頃、殺意をもって、近くにあった置物の角の部分で X の頭部を一回殴打した。そして、X が倒れて動かなくなったのを見届けると、居間の床に落ちていた自分の定期券を拾い上げ、X 宅から逃げ出した。

朝になって、X を訪ねて来た娘 A が、血を流して倒れている母親を発見し、救急車を呼んで病院に搬送した。医師 B による診察の結果、直ちに輸血すれば X を救命できること、それ以外に X の生命を救う方法はないことが判明した。B が、一旦意識を回復した X にその旨を説明し、X と適合する血液型を持つ A が血液の提供を申し出た。しかし X は、明瞭な意識状態で、自らの宗教的信条に基づいて輸血を拒み、そのことによって死んだとしても已むを得ないと述べ、輸血を受け入れるようにとの A と B の強い説得にも応じなかった。B は、X の承諾を得て輸血以外の救命措置を種々試みたが、いずれも効を奏さず、搬送の数時間後、X は失血死した。なお、X が斯かる宗教的信条を有していることは、A を含む身内の者のみが知っていた。